

多世代交流施設  
「(仮称) まなびあむ」  
管理運営基本方針

修正箇所

## 修正 1

### ◎修正前 (P 3)

#### (3) これからの時代にマッチした公共施設のあり方を実現する

第三に、人と社会のあり方が大きく変化するといわれる「ポスト・コロナ社会」においては、公共施設の役割や利用形態など、そのあり方も大きく変貌せざるを得ないと考えられます。

この新施設においては、このような新たな状況の中での公共施設のあり方を模索し、試行や先導的な実践を行っていくことが求められており、この基本方針においてその考え方を明示することとします。

また、これまで本市が取り組んできた使用料等の受益者負担の適正化についても、この新施設において全面的に適用し、適切に運用することをこの基本方針で明らかにします。

### ◎修正後 (P 3)

#### (3) これからの時代にマッチした公共施設のあり方を実現する

第三に、新型コロナウイルスと共存せざるを得ない、いわゆる「ポスト・コロナ社会」においては、人の密を避け、「社会的距離」を保つなど、感染予防対策を実施することが、人や社会がその活動を営んでいく上での必須条件となり、公共施設の役割や利用形態など、そのあり方も大きく変貌せざるを得ないと考えられます。

この新施設においては、このような新たな状況の中での公共施設のあり方を模索し、試行や先導的な実践を行っていくことが求められており、この基本方針においてその考え方を明示することとします。

また、これまで本市が取り組んできた使用料等の受益者負担の適正化についても、この新施設において全面的に適用し、適切に運用することをこの基本方針で明らかにします。

#### 【修正内容】

ポスト・コロナ社会の説明が分かりにくいため修正。

## 修正 2

### ◎修正前 (P 5)

#### (1) 公民館の今後のあり方について

今後の公民館は、「ゆるやかに人がつながる地域を目指して」を基本理念とした舞鶴版社会教育を実現するために、単なる施設ではなく、社会機能として積極的な役割を担うことを求められています。

また、生涯いつでも、どこでも自由に学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる「生涯学習社会を実現するための場」となることが必要です。

「(仮称)まなびあむ」は、新たな多世代交流施設として、白糸中学校区の公民館としての機能も備えながら、従来の公民館の枠を超えた本市が目指す舞鶴版社会教育実現のモデルケースを目指します。また、「(仮称)まなびあむ」での先導的な取り組みの実践結果を検証したうえで、他の6か所の公民館においても多世代交流施設としての事業を順次実践、展開していきます。

### ◎修正後 (P 5)

#### (1) 公民館の今後のあり方について

今後の公民館は、「ゆるやかに人がつながる地域を目指して」を基本理念とした舞鶴版社会教育を実現するために、単なる施設ではなく、社会機能として積極的な役割を担うことを求められています。

また、生涯いつでも、どこでも自由に学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる「生涯学習社会を実現するための場」となることが必要です。

「(仮称)まなびあむ」は、新たな多世代交流施設として、おおむね白糸中学校区を範囲とする地域の公民館としての機能も備えながら、従来の公民館の枠を超えた本市が目指す舞鶴版社会教育実現のモデルケースを目指します。また、「(仮称)まなびあむ」での先導的な取り組みの実践結果を検証したうえで、他の6か所の公民館においても多世代交流施設としての事業を順次実践、展開していきます。

#### 【修正内容】

朝来などの白糸中学校区以外の地域の市民も、東公民館を多く利用されているため修正。

修正 3

◎修正前 (P 7)

5 「(仮称)まなびあむ」の主な施設

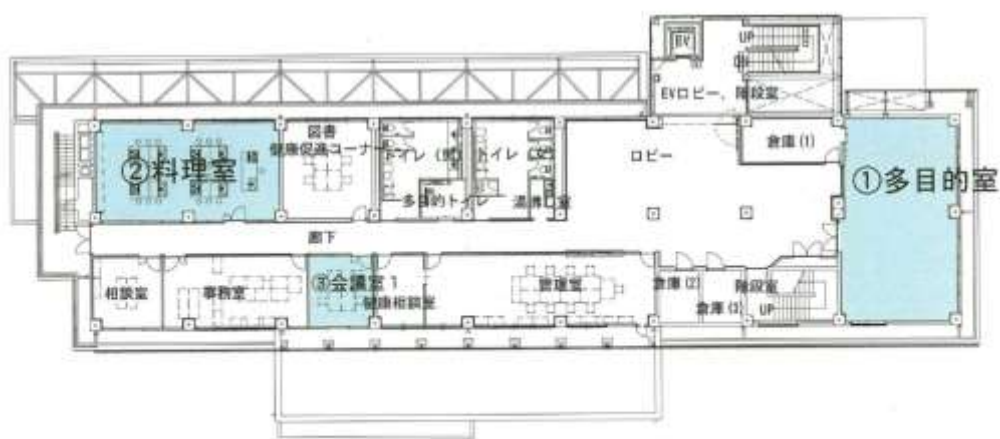
多目的室 (2階① 89㎡、3階④ 120㎡)

料理室 (2階② 68㎡)

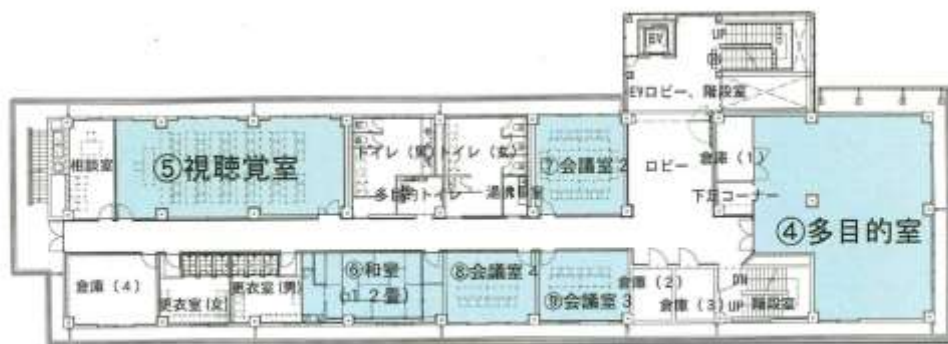
視聴覚室 (3階⑤ 84㎡)

和室 (3階⑥ 12畳 37㎡)

会議室 (2階③ 17㎡、3階⑦ 33㎡、⑧24㎡、⑨24㎡)



2階平面図



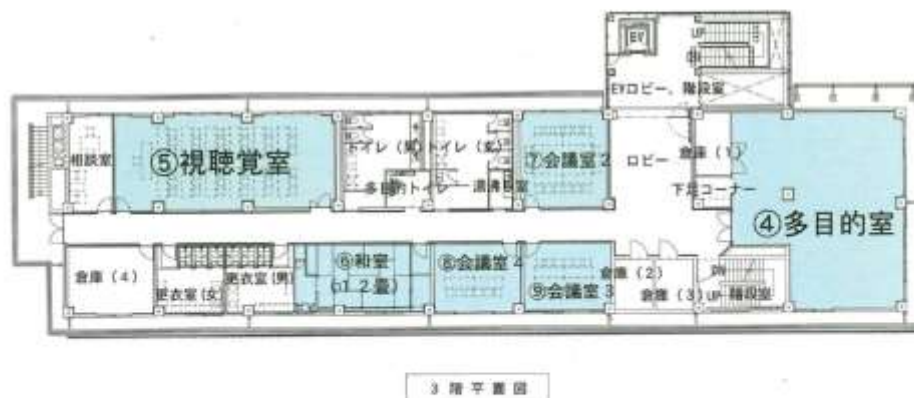
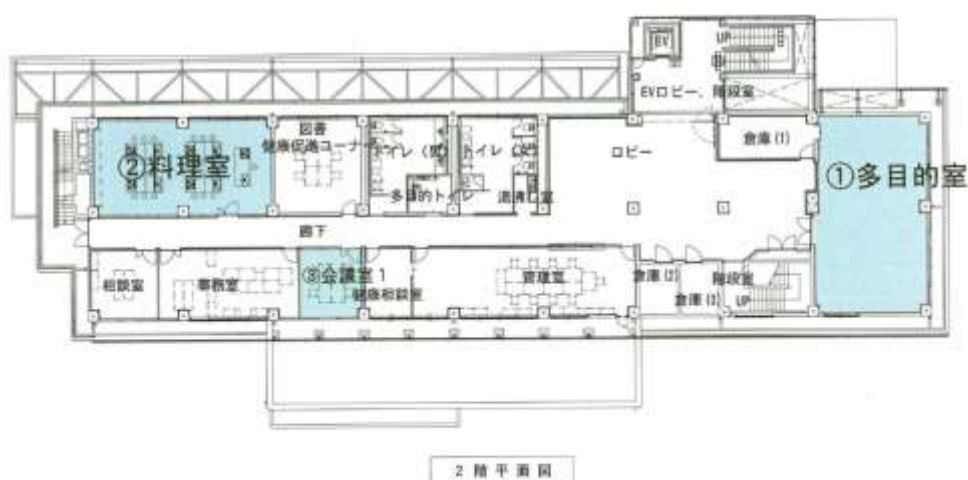
3階平面図



## ◎修正後 (P 7)

### 5 「(仮称)まなびあむ」の主な施設

多目的室	(2階① 89㎡、3階④ 120㎡)
料理室	(2階② 68㎡)
視聴覚室	(3階⑤ 84㎡)
和室	(3階⑥ 12畳 37㎡)
会議室	(2階③ 17㎡、3階⑦ 33㎡、⑧24㎡、⑨24㎡)



※ 関係機関からの指導、防火対策等の事情により、施設の構成、部屋の位置等が変更になる場合があります。

#### 【修正内容】

新築ではなく、既設の施設改修であることから、工事途中で施設構成等の変更の可能性があるので修正。

## 修正 4

### ◎修正前 (P11)

#### (6) 新たな公共施設のあり方検討の場として

「(仮称)まなびあむ」を、本市が取り組む持続可能なまちづくりの推進拠点の一つと位置づけ、また、「ポスト・コロナ社会」に向けた公共施設の実証実験の場とします。

ICT 環境を整備し、遠隔地の講師によるセミナー事業の実施、パソコンやタブレットなどによる自宅からの講座参加など、公共施設と利用者の新たなつながり方を検証、実施します。

また、他の公民館にも ICT 環境を整備し、各公民館の事業をつなぐことで、従来の地域の枠を超えて興味や関心でつながる人の輪が広がることを支援します。

### ◎修正後 (P11)

#### (6) 新たな公共施設のあり方検討の場として

「(仮称)まなびあむ」を、本市が取り組む持続可能なまちづくりの推進拠点の一つと位置づけ、また、「ポスト・コロナ社会」(※3ページを参照)に向けた公共施設の実証実験の場とします。

ICT 環境を整備し、遠隔地の講師によるセミナー事業の実施、パソコンやタブレットなどによる自宅からの講座参加など、公共施設と利用者の新たなつながり方を検証、実施します。

また、他の公民館にも ICT 環境を整備し、各公民館の事業をつなぐことで、従来の地域の枠を超えて興味や関心でつながる人の輪が広がることを支援します。

#### 【修正内容】

ポスト・コロナ社会の参照ページを追記。

## 修正 5

### ◎修正前 (P11)

(1) この管理運営基本方針に基づいて、「(仮称)まなびあむ」の設置条例、同施行規則の制定、関係予算の確保、組織・人員の整備等、供用開始に必要な制度・事項の企画・立案作業を進めます。

- ① 2階及び3階部分の設置条例として、新たに「(仮称)多世代交流施設条例」という単独の条例を制定。公民館機能に加え、新たな時代の公民館と、多世代交流や高齢者福祉機能を包含した、より高次で複合的な機能を有することを定める。
- ② 文庫山学園の設置・運営の根拠となっている「舞鶴市老人福祉センター条例」を廃止。
- ③ 「(仮称)多世代交流施設条例」で、「(仮称)まなびあむ」が公民館機能を有することを定めるため、「舞鶴市公民館条例」から「東公民館」を削除。

### ◎修正後 (P11)

(1) この管理運営基本方針に基づいて、「(仮称)まなびあむ」の設置条例、同施行規則の制定、関係予算の確保、組織・人員の整備等、供用開始に必要な制度・事項の企画・立案作業を進めます。

- ① 2階及び3階部分の設置条例として、新たに「(仮称)多世代交流施設条例」という単独の条例を制定。公民館機能に加え、新たな時代の公民館と、多世代交流や高齢者福祉機能を包含した、より高次で複合的な機能を有することを定める。
- ② 文庫山学園の設置・運営の根拠となっている「舞鶴市老人福祉センター条例」を廃止。
- ③ 「(仮称)多世代交流施設条例」で、「(仮称)まなびあむ」が公民館としての役割を果たすことを定めるため、「舞鶴市公民館条例」から「東公民館」を削除。

#### 【修正内容】

条例内容の説明が分かりにくいため修正。



## 修正 6

### ◎修正前 (P11)

- (1) この管理運営基本方針に基づいて、「(仮称)まなびあむ」の設置条例、同施行規則の制定、関係予算の確保、組織・人員の整備等、供用開始に必要な制度・事項の企画・立案作業を進めます。
- ① 2階及び3階部分の設置条例として、新たに「(仮称)多世代交流施設条例」という単独の条例を制定。公民館機能に加え、新たな時代の公民館と、多世代交流や高齢者福祉機能を包含した、より高次で複合的な機能を有することを定める。
  - ② 文庫山学園の設置・運営の根拠となっている「舞鶴市老人福祉センター条例」を廃止。
  - ③ 「(仮称)多世代交流施設条例」で、「(仮称)まなびあむ」が公民館機能を有することを定めるため、「舞鶴市公民館条例」から「東公民館」を削除。
- (2) また、この基本方針は、供用開始後に、管理運営していくための基本とすべき指針ともなります。



## ◎修正後 (P12)

- (1) この管理運営基本方針に基づいて、「(仮称)まなびあむ」の設置条例、同施行規則の制定、関係予算の確保、組織・人員の整備等、供用開始に必要な制度・事項の企画・立案作業を進めます。
- ① 2階及び3階部分の設置条例として、新たに「(仮称)多世代交流施設条例」という単独の条例を制定。公民館機能に加え、新たな時代の公民館と、多世代交流や高齢者福祉機能を包含した、より高次で複合的な機能を有することを定める。
  - ② 文庫山学園の設置・運営の根拠となっている「舞鶴市老人福祉センター条例」を廃止。
  - ③ 「(仮称)多世代交流施設条例」で、「(仮称)まなびあむ」が公民館としての役割を果たすことを定めるため、「舞鶴市公民館条例」から「東公民館」を削除。
- (2) ゆるやかに人がつながる地域を実現するために、「(仮称)まなびあむ運営会議」を設置し、市民に開かれた施設となるよう施設運営を行います。
- (3) また、この基本方針は、供用開始後に、管理運営していくための基本とすべき指針ともなります。

### 【修正内容】

運営会議を設置することを明記。